



議案第四十三号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年六月拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第五号を次のように改める。

五 重度心身障害者

附則に次の一項を加える。

12

職員が行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十一条第一項の給付を受ける場合においては、同条の規定を児童手当法の規定と、当該給付を同法に基づき児童手当とみなして、第九条第四項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項第五号の改正規定は、昭和五十七年十月一日から施行する。